

## 2 動物愛護等啓発事業

### (1) 動物の譲渡事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨及び動物愛護の基本理念を踏まえ、生命尊重及びモラルの向上を図り、県民に適正飼養及び動物愛護精神を普及させることを目的として、センターに収容した動物を新たな飼い主に譲渡している。

譲渡を受けるに際しては、『飼い方講習会』の受講を必須としている。なお、平成21年度から県立保健所においても『出張飼い方講習会』を実施している。(御坊保健所(5, 11月)、田辺保健所(5, 11月)、新宮保健所(11, 3月))

#### ①講習会実施状況(開催数及び受講者数)

単位：回・組・人

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
開催回数		3	5	3	3	2	3	3	6	3	3	3	4	42
受講	組	19	24	18	12	15	23	22	28	25	20	26	18	250
	人	37	42	43	22	39	47	56	51	59	41	56	31	524

\*8月は講習会を3回開催する予定であったが、受講者がいなかったため開催は2回となった。

#### ②譲渡実績

単位：頭・匹

動物		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
犬	成		2	2	1	1	0	8	4	0	1	0	2	3	24
	幼		1	0	5	6	3	0	2	2	3	3	0	1	26
	計		3	2	6	7	3	8	6	2	4	3	2	4	50
猫	成		1	0	0	0	0	0	2	4	1	2	0	2	12
	幼		0	0	3	1	6	6	6	9	11	3	3	0	48
	計		1	0	3	1	6	6	8	13	12	5	3	2	60

\*「幼」とは収容時に生後90日齢以下であったもの(推定含む)

\*譲渡時に91日齢以上の犬(推定含む)については、センターが狂犬病予防注射を実施し、その費用として「和歌山県使用料及び手数料条例」で定める金額を徴収した。

#### (2) 犬のしつけ方教室

センターから犬の譲渡を受けた方を対象とした犬のしつけ方教室をセンターにおいて実施している。

#### ①実施実績

	第1回しつけ方教室	第2回しつけ方教室
実施回数	28回	2回
参加組数	43組	3組